

## 県立西武庫公園の本市への移譲の経緯（これまでの経緯）

平成 20 年に公表された兵庫県の新行革プランにおいて、県と市町との役割分担等を見直す中で、西武庫公園をはじめとする県立 4 公園については、地元利用率が高いなど、地域性が強い小規模な公園であることを理由に、地元市町へ移譲することが示されました。

本市としては、公園施設の老朽化が著しいこと、交通公園機能の今後のあり方などが明確にされていないこと、本市の行財政運営への影響等について懸念されることなどから、今後とも県が主体的に管理するよう、県に申し入れてきました。

こうした中で、平成 22 年 11 月に、第 2 次新行革プラン案が示され、西武庫公園をはじめとする県立 4 公園については、「平成 23 年度末を目途に廃止する。地元市町が希望する場合は移譲する」と示されました。

本市は、改めて県に対して、「今後本市との協議が整わなければ、引き続き県の施設として存続を再考していただきたい」旨の意見文を提出し、また県が実施したパブリックコメントでも、400 件を超える都市公園廃止に関する意見が出されましたが、大きな修正もなく、この案は県議会の議決を経て、平成 23 年 3 月に成案されました。

本市としては、西武庫公園は開園以来、広く親しまれた施設であり、引き続き都市公園として存続する必要があると考えていることから、第 2 次行革プラン策定後は、都市公園として存続させるために、本市への移譲を前提に県と協議を続けてきました。また、移譲条件として「県が老朽施設などの補修・撤去を行うことや、工事については利用者などの声を反映するように」などの申し入れを行ってきました。

一方で、公園利用者や近隣住民などから、公園施設のあり方等について様々なご意見を頂くとともに、本市議会に対して、利用者等の意見を聞く検討会の開催等を求める陳情が出されるなど、県が市民意見の合意形成を得た上で平成 23 年度内に工事を完成させることが難しい状況となったこともあり、県から、「補修・撤去等相当額を、本市へ交付する」という新たな提案が平成 24 年 1 月にありました。

本市としても、補修・撤去の内容等について、利用者等の意見を十分聴いた上で着工することができるなどの理由から、この提案を受け入れることとし、今後本市が主体となって施設の補修・撤去を行っていくとともに、平成 24 年 4 月 1 日から本市の都市公園として引継ぎ、管理運営していくこととなりました。

以 上